

災害救助法の適用基準について

災害救助法は、災害が発生するおそれ、又は被害が次のいずれかに該当するときに適用される。

- 1 住家が滅失した世帯数が当該市町村（大阪市・堺市又は大阪市・堺市の区）の区域内の人口に応じ、次の世帯数以上であること

【法施行令第1条第1項第1号】

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
	5,000人未満	30世帯
5,000人以上	15,000人未満	40世帯
15,000人以上	30,000人未満	50世帯
30,000人以上	50,000人未満	60世帯
50,000人以上	100,000人未満	80世帯
100,000人以上	300,000人未満	100世帯
300,000人以上		150世帯

- 2 府の区域内の住家が滅失した世帯数が、2,500世帯以上であって、当該市町村（大阪市・堺市にあっては大阪市・堺市又は大阪市・堺市の区）の区域内の住家が滅失した世帯数が、その人口に応じ、次の世帯数以上であること

【法施行令第1条第1項第2号】

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
	5,000人未満	15世帯
5,000人以上	15,000人未満	20世帯
15,000人以上	30,000人未満	25世帯
30,000人以上	50,000人未満	30世帯
50,000人以上	100,000人未満	40世帯
100,000人以上	300,000人未満	50世帯
300,000人以上		75世帯

- 3 府の区域内の住家が滅失した世帯数が、12,000世帯以上であって、当該市町村（大阪市にあっては大阪市又は大阪市の区）の区域内の住家が滅失した世帯数が多数であること

【法施行令第1条第1項第3号前段】

- 4 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする、内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること

【法施行令第1条第1項第3号後段】

- 5 災害が発生し、多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき

【法施行令第1条第1項第4号後段】

(注) 住家滅失世帯数の算定基準

- ① 半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって住家滅失1世帯とする。
- ② 床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住困難な世帯は、3世帯をもって住家滅失1世帯とする。

- 6 災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、都道府県知事は、当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者がいるとき

災 害 救 助 法 適 用 基 準

市 区 町 村 別

国勢調査実施年度(平成27年度)

適用市区町村チェック欄				市 区 町 村 名	人口(人)	世帯数(戸)	1号適用	2号適用	備 考
1号適用	2号適用	3号適用	4号適用				基準世帯数(戸)	基準世帯数(戸)	
				大 阪 市	2,691,185	1,354,793	150	75	① 2号適用がなされる場合は、大阪府の区域内における被害世帯総数が2500世帯以上であることが要件である。 ② 3号適用がなされる場合は、大阪府の区域内における被害世帯総数が12000世帯以上であり、当該市区町村区域内の被害世帯が多数発生していることが要件である。 また、災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯が減少していることが要件である。 ③ 4号適用がなされる場合は、多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当することが要件である。
				都 島 区	104,727	51,549	100	50	
				福 島 区	72,484	37,510	80	40	
				此 花 区	66,656	30,712	80	40	
				西 区	92,430	52,138	80	40	
				港 区	82,035	40,348	80	40	
				大 正 区	65,141	29,209	80	40	
				天 王 寺 区	75,729	38,058	80	40	
				浪 速 区	69,766	47,541	80	40	
				西 淀 川 区	95,490	42,924	80	40	
				東 淀 川 区	175,530	92,536	100	50	
				東 成 区	80,563	39,683	80	40	
				生 野 区	130,167	63,622	100	50	
				旭 区	91,608	43,700	80	40	
				城 東 区	164,697	76,455	100	50	
				阿 倍 野 区	107,626	50,104	100	50	
				住 吉 区	154,239	71,718	100	50	
				東 住 吉 区	126,299	57,797	100	50	
				西 成 区	111,883	69,225	100	50	
				淀 川 区	176,201	94,460	100	50	
				鶴 見 区	111,557	46,358	100	50	
				住 之 江 区	122,988	56,920	100	50	
				平 野 区	196,633	88,960	100	50	
				北 区	123,667	74,182	100	50	
				中 央 区	93,069	59,084	80	40	
				堺 市	839,310	350,301	150	75	
				堺 区	148,205	69,116	100	50	
				中 区	124,543	48,538	100	50	
				東 区	85,189	34,722	80	40	
				西 区	135,746	54,614	100	50	
				南 区	147,626	60,427	100	50	
				北 区	158,845	68,538	100	50	
				美 原 区	39,156	14,346	60	30	
				岸 和 田 市	194,911	75,247	100	50	
				豊 中 市	395,479	170,325	150	75	
				池 田 市	103,069	45,777	100	50	
				吹 田 市	374,468	168,473	150	75	
				泉 大 津 市	75,897	31,090	80	40	
				高 槻 市	351,829	148,048	150	75	
				貝 塚 市	88,694	33,355	80	40	
				守 口 市	143,042	64,832	100	50	
				枚 方 市	404,152	167,418	150	75	
				茨 木 市	280,033	116,683	100	50	
				八 尾 市	268,800	110,414	100	50	
				泉 佐 野 市	100,966	41,566	100	50	
				富 田 林 市	113,984	45,613	100	50	
				寝 屋 川 市	237,518	101,549	100	50	
				河 内 長 野 市	106,987	42,144	100	50	
				松 原 市	120,750	49,958	100	50	
				大 東 市	123,217	51,949	100	50	
				和 泉 市	186,109	71,013	100	50	
				箕 面 市	133,411	56,829	100	50	
				柏 原 市	71,112	29,009	80	40	
				羽 曳 野 市	112,683	44,126	100	50	
				門 真 市	123,576	55,825	100	50	
				摂 津 市	85,007	36,873	80	40	
				高 石 市	56,529	22,461	80	40	
				藤 井 寺 市	65,438	27,133	80	40	
				東 大 阪 市	502,784	223,485	150	75	
				泉 南 市	62,438	22,800	80	40	
				四 條 畷 市	56,075	22,089	80	40	
				交 野 市	76,435	28,923	80	40	
				大 阪 狭 山 市	57,792	22,982	80	40	
				阪 南 市	54,276	20,710	80	40	
				島 本 町	29,983	12,012	50	25	
				豊 能 町	19,934	7,760	50	25	
				能 勢 町	10,256	3,717	40	20	
				忠 岡 町	17,298	6,726	50	25	
				熊 取 町	44,435	16,483	60	30	
				田 尻 町	8,417	3,772	40	20	
				岬 町	15,938	6,407	50	25	
				太 子 町	13,748	5,066	40	20	
				河 南 町	16,126	6,115	50	25	
				千 早 赤 阪 村	5,378	2,036	40	20	
				合 計	8,839,469	3,923,887			

被害認定統一基準

被害種類	被害認定統一基準（H13.6.28 内閣府政策統括官通知）
死者	<p>当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。</p> <p>（H13.6.28 内閣府政策統括官通知）</p>
行方不明者	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。</p> <p>（H13.6.28 内閣府政策統括官通知）</p>
重傷者 軽傷者	<p>災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みの者とする。</p> <p>（H13.6.28 内閣府政策統括官通知）</p>
住家全壊 （全焼・全流出）	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。</p> <p>（災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】）</p>
住家半壊 （半焼）	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。</p> <p>（災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】）</p>
大規模半壊	<p>居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。</p> <p>（災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】）</p>
中規模半壊	<p>居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合</p>

	<p>で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。</p> <p>(令和2年12月4日付け府政防1746号「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について」)</p>
半 壊	<p>居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。</p> <p>(災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】)</p>
一 部 損 壊 (準 半 壊)	<p>住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。</p> <p>(災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】)</p>
住 家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(H13.6.28 内閣府政策統括官通知)</p>
非 住 家	<p>住家以外の建築物をいうものとする。</p> <p>なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。</p> <p>(H13.6.28 内閣府政策統括官通知)</p>

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。